

改正

平成29年5月31日市長決裁
平成31年2月1日市長決裁
令和元年7月1日市長決裁
令和3年3月24日市長決裁
令和3年7月28日市長決裁
令和3年9月10日市長決裁
令和4年3月29日市長決裁

上尾市空き店舗等活用推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、商店街活動の活性化、市内の空き店舗等の活用の推進、新たなビジネスの創出、市ならではの魅力及びにぎわいの創出等を図るため、市内の空き店舗等を活用して新たに創業する者又は第二創業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、その交付に係る手続にあつては上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号。以下「規則」という。）第17条の規定によりこの要綱の定めるところによるものとし、交付に係る手続以外の事項にあつては規則第18条から第23条までに定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「空き店舗等」とは、過去に事業の用に供されていた店舗、倉庫、事務所その他の事業活動の施設であつて、概ね3か月以上継続して事業が行われていないものをいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第22項第1号から第7号までのいずれかに該当する者をいう。

3 この要綱において「新たに創業する者」とは、この要綱の規定による補助金の交付を受けようとする者の募集の開始日（以下「募集開始日」という。）以後に創業する者であつて、補助事業（第4条第1項に規定する補助事業をいう。）の完了の日（以下「補助事業期間完了日」という。）までに、事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始し、又は新たに会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。）、企業組合、協業組合若しくは特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（中小企業者と連携して中小企業の振興に資する事業を行う特定非営利活動法人であつて、新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大に資する事業を行い、有給の職員を雇用するものに限る。）（以下これらの者を「会社等」という。）の設立を行い、その代表となるものをいう。

4 この要綱において「第二創業を行う者」とは、既に事業を営んでいる会社等であつて、かつ、募集開始日の6月前の日から募集開始日から6月を経過する日と補助事業期間完了日のいずれか早い日までに事業の承継を行い、又は事業の承継を行う予定のある者であつて、募集開始日から補助事業期間完了日までに、既に営んでいる事業以外の事業を新たに開始するものをいう。

(補助金の交付を受けられること)

第3条 補助金の交付を受けられることができる者は、中小企業者又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所又は事業所を有していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 市内の空き店舗等を活用して、新たに創業する者又は第二創業を行う者となったこと。

(4) 産業競争力強化法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことについて市長の証明を受けていること。

(5) 商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所で本市の区域を同法第8条第1項に規定する地区とするものをいう。以下同じ。）に現に加入し、又は補助事業期間完了日までに商工会議所に加入する意思のあること。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に

規定する暴力団をいう。次号において同じ。)又は補助金の交付を受ける者若しくはその役員が暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。)でないこと。

(7) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 補助金の交付を受けようとする者は、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けるまでは、補助事業(次条第1項に規定する補助事業をいう。)に着手してはならない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表第1に規定する業種に係る事業であり、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

(1) 市内の空き店舗等(主として管理事務のみを行う本社、事務所等を除く。)において、顧客に対しサービス等を提供する事業であること。

(2) 商工会議所又は公益財団法人埼玉県産業振興公社から補助事業について、事業計画の認定を受け、事業支援計画書の発行を受けた事業であること。

(3) 安定した経営及び事業の継続のために創意工夫を行い、独自性及び独創性のある事業であること。

(4) 事業の開始以後3年間の事業計画及び売上、利益等の計画に基づく事業であり、かつ、概ね1週間当たり5日以上、40時間以上営業を行う事業であること。

(5) 市内において既に事業を営んでいる者が空き店舗等に移転し、事業を行う場合にあっては、移転前の施設において行っていた事業と同一の事業でないこと。

(6) 2年以上継続して行う事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業である事業

(2) フランチャイズ方式で出店する事業

(3) その他市長が不適切と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第2のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額と50万円とを比較して、いずれか少ない額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。次項において同じ。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金の交付を受けようとする者がこの要綱に相当する制度により国又は埼玉県から補助金の交付を受ける場合における同項に規定する補助金の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額と50万円とを比較して、いずれか少ない額とする。

(1) 前条に規定する補助対象経費の総額

(2) 国又は埼玉県が交付する補助金の額に、前号に掲げる額を国又は埼玉県が交付する補助金の額に係る補助の交付の対象となる経費の総額で除して得た率を乗じて得た額

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、上尾市空き店舗等活用推進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付を受けようとする者が個人である場合にあっては、住民票の写し(補助金の交付を受けようとする者が日本の国籍を有しない者である場合にあっては、国籍・地域、在留期間等、在留資格、在留期間等の満了の日及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45の表の下欄に掲げる項目が記載された住民票の写しに限る。)

(2) 補助金の交付を受けようとする者が法人である場合にあっては、商業登記簿謄本の写し

(3) 空き店舗等の賃貸借契約を締結している場合にあっては、当該賃貸借契約書の写し

(4) 市税に未納がないことの証明書

(5) 見積書その他の補助対象経費を確認することができる書類の写し

(6) 改修工事等を行う場合にあっては、改修工事等の内容の分かる図面及び改修工事等を行う前の施設の内部及び施設の外観の写真

- (7) 上尾市空き店舗等活用推進事業に係る事業支援計画書（第1号様式の2）
- (8) 商工会議所又は公益財団法人埼玉県産業振興公社から事業支援計画書の発行を受ける際に認定を受けた事業計画書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに前条の申請書を提出した者に対し、上尾市空き店舗等活用推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果により補助金を交付することが不相当と認めるときは、速やかに前条の申請書を提出した者に対し、その旨を通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けるべきこと。
- (4) 空き店舗等の所在地が商店街組織の区域内にあり、又は商店街組織の区域の近隣にある場合にあっては、当該商店街組織に加入するよう努めること。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付し、又は指示することができる。

（申請の取下げ）

第10条 第7条の規定により補助金の交付を申請した者は、第8条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付に係る決定の内容に不服があるときは、市長が指定する期日までに文書をもって当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事業の変更又は中止の承認）

第11条 第8条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業に要する経費若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅延なく上尾市空き店舗等活用推進事業補助金事業変更・中止承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を市長に報告しなければならない。

（補助事業の遂行の命令）

第13条 市長は、補助事業が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を行うべきことを命ずることができる。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに上尾市空き店舗等活用推進事業補助金実績報告書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) この要綱に相当する制度により国又は埼玉県から補助金の交付を受けた場合にあっては、当該補助金の確定通知書並びに当該補助金の実績報告を国又は埼玉県に行う際に提出した事業実績報告書及びその添付書類の写し
- (2) 領収書その他の補助事業の収支を証明する書類の写し
- (3) 改修工事等を行った場合にあっては、改修工事等を行った後の施設の内部及び施設の外観の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、上尾市空き店舗等活用推進事業補助金確定通知書（第5号様式）により当該補助事業者に対し、通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第16条 補助金は、前条の規定により確定した額を、補助金の額の確定後速やかに交付するものとする。

2 補助事業者は前項の規定による規定により補助金の交付を受けようとするときは、上尾市空き店舗等活用推進事業補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに書面で市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理）

第18条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

（関係書類の保管）

第19条 規則第22条の規定により整備する書類及び帳簿は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成28年度分の市予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成29年5月31日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の上尾市空き店舗等活用推進事業補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の市予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成31年2月1日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和元年7月1日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の上尾市空き店舗等活用推進事業補助金交付要綱の規定は、平成31年度分の市予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年3月24日市長決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、この要綱による改正後の上尾市空き店舗等活用推進事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の市予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年7月28日市長決裁）

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和3年9月10日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年3月29日市長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、この要綱による改正後の上尾市空き店舗等活用推進事業補助金交付要綱第6条の規定は、令和4年度分の市予算に係る補助金から適用する。

別表第1（第4条関係）

業種	日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）において分類された業種区分
小売業	大分類I—卸売業、小売業 (1) 中分類56—各種商品小売業 (2) 中分類57—織物・衣服・身の回り品小売業 (3) 中分類58—飲食料品小売業 (4) 中分類59—機械器具小売業 (5) 中分類60—その他の小売業
飲食業	大分類M—宿泊業、飲食サービス業 (1) 中分類76—飲食店 (2) 中分類77—持ち帰り・配達飲食サービス業
サービス業	大分類N—生活関連サービス業、娯楽業 (1) 中分類78—洗濯・理容・美容・浴場業 (2) 中分類79—その他の生活関連サービス業 大分類O—教育、学習支援業 中分類82—その他の教育、学習支援業 大分類P—医療、福祉 (1) 中分類83—医療業 (2) 中分類85—社会保険・社会福祉・介護事業
その他	市長が必要と認める事業

別表第2（第5条関係）

補助対象経費の区分	補助対象経費の内容
改修等経費	(1) 空き店舗等の外装及び内装の改修工事に係る費用 (2) 事業に必要な機械装置、工具、器具及び備品の購入に係る費用
広告宣伝費	(1) ポスター、チラシ等の印刷及び配布に係る費用 (2) ダイレクトメールの送付に要する費用及びレターパック等の購入に係る費用 (3) 新聞、雑誌等への広告の掲載に係る費用 (4) ホームページ制作に係る費用 (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の開始に係る広告宣伝費として市長が認める費用